

文第 615 号
昭 12.7.-5 和
農林省

大

臣

次

官

政務次官

參

與

官

馬政局分課規程中改正ノ件

昭和十二年六月

文書課長

湯田

昭和拾貳年七月六日施行



馬政局長官



秘書官



昭和十二年七月七日
官報掲載

農林省

家畜改良ノ食料及産物

農林省

農林省

農林省

農林省

農林省

農林省

農林省

農林省

農林省

六 絲價安定施設法及絲價安定施設特別會計法ノ施行ニ關スル事項

第二十九條中第七號ヲ第八號、第八號ヲ第九號トシ同條ニ左ノ一號ヲ加フルコト

七 蠶種製造業ノ共同施設獎勵ニ關スル事項

日本標準規格 B-4

0000 0087

一二文第 案 號

馬政局分課規程中左ノ通改正ス

昭和 年 月 日

第 五 號

大 臣

馬 政 局

第一條中「馬產課」ノ下ニ「馬事課」ヲ加フ

第二條中第八號、第十號^{及第十一號}ヲ削リ第九號ヲ第八號トシ以下順次繰上グ

第四條 馬產課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 馬ノ蕃殖及育成ニ關スル事項

二 種馬ニ關スル事項

三 種馬牧場、種馬育成所及種馬所ニ關スル事項

四 種馬検査ニ關スル事項

五 種馬及農馬ノ共進會ニ關スル事項

六 地方種畜場ニ關スル事項

七 馬ノ登録ニ關スル事項

第五條 馬事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

馬ノ利用ニ關スル事項
牧野ニ關スル事項
馬ノ衛生ニ關スル事項
馬ノ去勢ニ關スル事項
蹄鐵工及護蹄施設ニ關スル事項
資源課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
二 軍馬資源涵養ノ企畫ニ關スル事項
三 馬籍ニ關スル事項
四 乘輓馬ノ共進會ニ關スル事項
五 乘輓馬ノ育成調教ニ關スル事項

- 一 馬ノ利用ニ關スル事項
 - 二 牧野ニ關スル事項
 - 三 馬ノ衛生ニ關スル事項
 - 四 馬ノ去勢ニ關スル事項
 - 五 蹄鐵工及護蹄施設ニ關スル事項
- 第六條 資源課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
 - 二 軍馬資源涵養ノ企畫ニ關スル事項
 - 三 馬籍ニ關スル事項
 - 四 乘輓馬ノ共進會ニ關スル事項
 - 五 乘輓馬ノ育成調教ニ關スル事項

- 六 乘馬ノ繫養獎勵ニ關スル事項
- 七 乘馬團體及騎乘ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 八 輓馬ノ利用ニ關スル事項
- 九 軍用適格馬ノ薦獎ニ關スル事項
- 十 地方競馬ノ出走馬ノ資格判定ニ關スル事項

秘

第二條

總務課

馬政局分課案

- 一 人事、文書ノ取扱及會計ニ關スル事項
- 二 長官ノ官印及局印ノ保管ニ關スル事項
- 三 國有財産及營繕ニ關スル事項
- 四 廳中取締ニ關スル事項
- 五 馬政上諸般ノ調査ニ關スル事項
- 六 指導獎勵施設ノ企畫及規程ノ審査ニ關スル事項
- 七 馬事團體ニ關スル事項
- 八 馬ノ取引ニ關スル事項

0000 0090

馬
政
局

第三條

競馬監督課

九 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

一 競馬法ノ施行ニ關スル事項

二 地方競馬ノ指導監督ニ關スル事項

第四條

馬産課

一 馬ノ繁殖及育成ニ關スル事項

二 種馬ニ關スル事項

三 種馬牧場、種馬育成所及種馬所ニ關スル事項

四 種馬検査ニ關スル事項

(小川納)

(日本標準規格 B. 4)

第五條

馬事課

五 種馬及競馬ノ共進會ニ關スル事項

六 地方種畜場ニ關スル事項

七 馬ノ登録ニ關スル事項

一 馬ノ利用ニ關スル事項

二 牧野ニ關スル事項

三 馬ノ衛生ニ關スル事項

四 馬ノ去勢ニ關スル事項

五 踏破工及護路施設ニ關スル事項

資源課

第六條

馬
政
局

0000 0091

馬政局

- 一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
- 二 軍馬資源涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 三 馬籍ニ關スル事項
- 四 乘鞍馬ノ共進會ニ關スル事項
- 五 乘鞍馬ノ育成調教ニ關スル事項
- 六 乘馬ノ繁養獎勵ニ關スル事項
- 七 乘馬團體及騎乘ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 八 就馬ノ利用ニ關スル事項
- 九 軍用適格馬ノ薦奨ニ關スル事項
- 十 地方就馬ノ出走馬ノ資格判定ニ關スル事項

(小川納)

(日本標準規格 B.4)

馬政局官制及同分課規程

馬政局

0000 0092

馬政局

- 一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
- 二 軍馬資源涵養ノ企畫ニ關スル事項

勅令第百六十四號

馬政局官制

第一條 馬政局ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ馬ノ改良増殖其ノ他馬政ニ關スル事務
(衛生、保險及畜産組合ニ關スル事務ヲ除ク) 及牧野ニ關スル事務ヲ掌ル
馬政局ハ前項ノ外軍用適格馬ノ資格判定及軍馬資源ノ調査ニ關スル事務ヲ掌
ル

第二條 馬政局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	一人	勅任
次長	一人	勅任
事務官	專任二人	奏任
理事官	專任一人	奏任
技師	專任五人	奏任

- 一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
- 二 軍馬資源開發ノ企畫ニ關スル事項

馬政局

馬政局分課規程

- 第一條 馬政局ニ總務課、競馬監督課、馬產課及資源課ヲ置ク
- 第二條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 人事、文書ノ取扱及會計ニ關スル事項
 - 二 長官ノ官印及局印ノ保管ニ關スル事項
 - 三 國有財産及營繕ニ關スル事項
 - 四 廳中取締ニ關スル事項
 - 五 馬政上諸般ノ調査ニ關スル事項
 - 六 指導獎勵施設ノ企畫及規程ノ審査ニ關スル事項
 - 七 馬事團體ニ關スル事項
 - 八 牧野ニ關スル事項
 - 九 馬ノ取引ニ關スル事項

十 鐵工ニ關スル事項

- 十一 他課ノ主掌ニ屬セザル事項

第三條 競馬監督課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 競馬法ノ施行ニ關スル事項
- 二 地方競馬ノ指導監督ニ關スル事項

第四條 馬產課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 馬ノ蕃殖、育成及利用ニ關スル事項
- 二 國有種馬ニ關スル事項
- 三 種馬牧場、種馬育成所及種馬所ニ關スル事項
- 四 種牡馬検査ニ關スル事項
- 五 馬ノ共進會及地方種畜場ニ關スル事項
- 六 馬ノ登録ニ關スル事項

第五條 資源課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

馬政局分課規程
 一 馬ノ利用ニ關スル事項
 二 牧野ニ關スル事項
 三 馬ノ衛生ニ關スル事項
 四 馬ノ去勢ニ關スル事項
 五 蹄鐵ニ及護理施設ニ關スル事項

馬政局

- 一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
- 二 軍馬資源涵養ノ企畫ニ關スル事項

- 一 軍馬資源ノ調査ニ關スル事項
- 二 馬籍ニ關スル事項
- 三 乘輓馬共進會ノ審査ニ關スル事項
- 四 乘輓馬ノ調教ニ關スル事項
- 五 乘馬團體及騎乗ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 六 軍用適格馬ノ薦奨ニ關スル事項